の規定により、 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項 次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成三十年九月二十八日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一農用地利用配分計画の概要

三筆五條市霊安寺町一三一九番ほか	七五七番地五條市西吉野町奥谷一	辰巳 克介
橿原市東坊城町三六一番一	番地櫃原市東坊城町七七一	杉本 俊造
橿原市大谷町九三番一ほか六筆	番地の四五橿原市山之坊町四三四	地田
○番一ほか七筆一級城郡田原本町大字為川北方二	井上八一番地一磯城郡田原本町大字東	株式会社鎌田ファー
葛城市林堂四六〇番	葛城市林堂一八三番地	木原 光一
信仰者の記覚等を受ける土地	住	氏名又は名称
新生産)でできた。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定

二 認可年月日

平成三十年九月十九日